

## 【令和5年度埼玉県介護ロボット普及促進事業に係るQ&A】

Q1. 補助金申請をすれば必ず補助を受けられるのですか。
A. 予算の範囲内での交付になります。予算を超える申請があった場合は、当補助事業における過去の補助金交付状況や、「埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度」、「高齢者元気力アップ応援事業所認証事業」での認証実績（令和5年6月末時点）、見守りセンサー・インカムやスマートフォン等のICT機器・介護記録ソフトの3点を活用しているか(※)等を考慮し補助事業者を選定します。 ※すでに導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入計画を作成してください。協議後、この条件を満たさなくなった場合、考慮対象から外れることがあります。
Q2. 導入を検討している機器が、補助対象の「介護ロボット」に該当するかわからない
A. 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25～29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）で採択されたものの他、ロボット技術を活用して従来の機器では発揮できなかった優位性を発揮するものが対象になります。 後者の場合については、当課で個別に審査します。過去の補助実績一覧に記載のない機器の申請を検討される場合は、事前に確認した上で申請してください。
Q3. 付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。
A. 介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象になります。
Q4. 見守り支援機器に係るパソコンやモバイル端末は補助対象に含めてよいか。
A. パソコンやモバイル端末が見守り支援機器の使用に不可欠なものであり、かつ見守り支援機器専用（他の目的に使わない）のものであれば対象になります。
Q5. 介護ロボットの設置のための取付工事費用は補助対象に含まれるか。
A. 初期設定費用の一部と考えられるので、補助対象となります。ただし、介護ロボットの使用以外にも汎用性のあるものについては対象外となります。
Q6. リース又はレンタルの場合は、当該年度分のみが交付対象となっているが、年度途中で導入すると、申請額は月割して導入日から年度内までの分となるのか。
A. そのとおりです。
Q7. リース又はレンタル期間を3年未満に設定することは可能か。
A. 介護ロボット導入後原則として3年間、介護ロボット導入後の使用状況及び効果を報告していただくことになっているので、リース又はレンタル期間は3年以上に設定してください。

Q 8. いつまでに介護ロボットを導入する必要があるか。		
A. 当該年度中（例：令和5年度においては令和6年3月31日まで）に導入し、支払まで完了してください。		
Q 9. 介護ロボット導入後の使用状況及び効果の報告はいつまでする必要があるのか。		
A. 介護ロボットを導入した日から原則として3年間です。 （例）令和5年12月1日に介護ロボットを導入した場合		
1回目	令和6年4月30日まで	導入日～令和6年3月31日までの使用状況報告 （導入後6か月を経過しておらず、効果検証等ができない場合は、その旨を報告する）
2回目	令和7年4月30日まで	令和6年4月1日～令和7年3月31日までの使用状況報告
3回目	令和8年4月30日まで	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの使用状況報告
最終	令和9年4月30日まで	令和8年4月1日～令和8年11月31日までの使用状況報告
Q 10. 在宅系サービス（訪問看護など）で利用定員がない場合、利用定員数をどう考えればよいか。		
A. 申請時点での職員数や体制でカバーできる利用定員が分かる場合は、その人数を利用定員数として計算してください。 ※その人数や目標利用定員数等が分かる書類を提出していただきます。		
Q 11. 過去に補助を受けた事業者でも、もう一度補助を受けることは可能か。		
A. 可能です。 ただし、締め切り時点で予算を超える申請があった場合は、選定にあたり、過去に補助を受けたことのない事業者を優先する場合がありますので、御了承ください。		
Q 12. 過去複数回の補助を受けている場合、使用状況及び効果の報告に関する書類は一部にまとめて提出してもよいか。		
A. 使用状況及び効果の報告書は、まとめてではなく、介護ロボット導入計画（交付申請時提出書類）と同じ枚数分提出してください。		
Q 13. 補助金を受けて取得したロボットを処分する際、何か手続きは必要か。		
A. 補助金交付要綱第14条に記載のある通り、補助事業により取得した介護ロボットのうち、1台当たりの取得価格が30万円以上のものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。 よって、財産処分の承認申請書を提出していただきます。また、場合によっては補助金を返還していただく場合がございますので、御注意ください。		
Q 14. 他の補助事業と重複して補助を受けることはできるか。		

A. 他の補助金等を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはなりません。

例えば、厚生労働省の各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」においては、移乗介助機器が助成の対象となります。当事業と重複して申請しないようにしてください。

Q 1 5. 「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」のW i - F i 環境の整備、インカム購入、システム連動経費はいずれかを選ぶということか。

A. いずれかが対象になるのではなく、3つすべて対象とすることも可能です。

Q 1 6. 「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」のインカムには、スマートフォン等のモバイル端末は含まれるか。

A. 含まれません。職員間の情報共有をするための機器に限り、他の目的にも使用できるものは補助対象となりません。